

北本市空き家等改修補助金
 交付申請書の添付書類チェックリスト（**着工前に提出します**）

添付書類	確認欄	備考
空き家等であることが分かる書類 （水道使用中止証明書（桶川北本水道企業団）等）		当該建物が使用されていないことを確認します。
建物登記事項証明書（未登記の場合は、当該年度の物件明細のある固定資産税の納税通知書）		建物登記事項証明書は「さいたま地方法務局鴻巣出張所」にて取得できます。 Tel：048-541-2370
補助対象工事の見積書のコピー		工種ごとに内訳が分かるもの
着工前の現場写真		工事予定箇所が分かるもの
【補助の加算がある場合】世帯全員が確認できる住民票等申請者等の生年月日と転入時期（交付申請の1年以内に転入していること）などを確認します。		北本市役所1階市民課にて取得できます。
交付申請時に提出できない場合は転入予定の家族構成申告書を提出して下さい。 ※完了報告書を提出するまでに住民票等の転入したことを証する書類を提出して下さい。		
空き家を購入等する場合	売買契約書のコピー	—
空き家を賃借する場合	賃貸借契約書のコピー	—
	補助対象建築物を改修することの同意書	—
建物所有者が申請し、共有者がいる場合	建物所有権を有する共有者全員の同意書	—
空き家を高齢者等の憩いの場、子ども食堂等地域住民の交流拠点の用に供する施設に改修する場合	事業計画書	—
申請者以外が申請書を提出する場合	委任状	任意書式になります。

※交付決定通知書を受理してから着工して下さい。

※交付決定通知書を受理した後に工事内容の変更又は中止をする場合は、北本市空き家等改修補助金交付決定変更通知書又は北本市空き家等改修補助金補助対象工事の中止届出書を提出して下さい。

問合せ
 建築開発課 営繕・住宅担当
 TEL048-594-5551